



社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング あおぞらLetter

〒101-0048
東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:広林

東京都自転車安全利用条例が制定されました



東京都が全国で初めて自転車通勤を認めている事業者にも義務を定める条例を制定し、本年7月1日より施行されます。今回のあおぞらレターは、条例の事業者の責務のポイントについてご案内します。

1. 義務化されたもの

- 自転車通勤する従業員がいる事業者

自宅から勤務場所



自宅から最寄駅まで利用している場合等



※就業規則等で自転車通勤を禁じている事業者には適用されません。また1月以上雇用することが見込まれない従業員は対象外です。

自転車通勤する従業員の駐輪場所の確保・確認

- 事業者が勤務場所の敷地内等に駐車できるスペースを確保
- 又は
- 自転車駐輪場の利用契約書や申告書等の書面での駐輪場の確認

確認の時期

1. 従業員を新たに雇ったとき
 2. 従業員の通勤の経路、手段等が変わったとき
- ※平成25年7月1日(条例施行日)に在籍している従業員についてはその日以降速やかに行う。

確認の方法

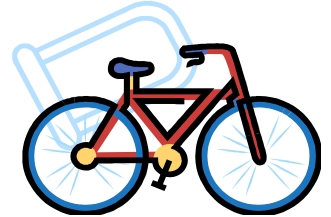
駐輪場の利用契約書や利用証、従業員の申告書等の書面により行う。

2. 努力義務

- 自転車通勤する従業員がいる事業者
- 事業に自転車を使う事業

自転車通勤する従業員への研修、情報提供
事業用自転車の点検整備や保険への加入、研修の実施等

- ・自転車での人の移動・物を配達する事業者
- ・事業所間の移動、顧客回り、業務用品の購入等の際に自転車を使う事業者等



- 自転車の駐車需要を生じさせる事業者

顧客等に対する駐輪場利用の啓発

- ・営業所や店舗に自転車で訪れる従業員や顧客がいる事業者等



自転車に係る交通事故の多発、歩行者等の妨げになる自転車の放置等が社会的な問題となっている中、事業者にも責務を課される動きが高まっています。東京の事業者がこの条例を怠った場合、条例違反(但し罰則なし)になりますのでご注意ください。

現在は東京を中心とした動きになっていますが、他の都道府県でも動きがあれば改めてお伝えします。

<参考 URL : <http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/koutuu/koutuu.html> 東京都交通安全課 HP>

あおぞらレター107号でご案内した「産休期間中の保険料負担免除に関する改正」について、平成26年4月1日より施行される事が決定いたしました。今後詳しい内容がわかり次第、ご案内させていただきます。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277